

## 空き家バンク制度について



### 利用者登録の申込

登録には、「空き家バンク制度利用申込書(様式第6号)」及び、「誓約書(様式第7号)」の原本の提出が必要です。  
必要事項をご記入の上、佐賀市地域政策課までご提出(持参・郵送)ください。  
※書式は、佐賀市HP「北部山間地域空き家バンク制度のご案内」のページにあります、「関連ファイル」よりダウンロードください。

### 利用申込の審査後、登録通知書を送付

内覧希望の物件を佐賀市地域政策課までご連絡ください。

### 空き家見学会に参加

空き家見学会の日時を決定し、日程を別途お知らせします。

### 自治会懇談会

懇談会への出席は次の契約交渉に進む必須条件となります。  
ご本人様の出席ができない場合は、代理の方の出席をお願いします。  
両者ともに出席不可の場合は棄権とみなします。

### 契約交渉の申し込み

交渉希望の方の情報を空き家のオーナー様、不動産業者様へご連絡させていただきますのでご了承ください。

### 選考結果の通知

空き家オーナー様と自治会の方々の話し合いにより、契約交渉に進む方を決定させていただきます。

### 契約交渉

空き家のオーナー様、不動産業者様、利用者様での協議となります。  
佐賀市は立ち合いません。

#### 契約交渉権を得られなかった方

随時、空き家物件を佐賀市HPでご案内しておりますので、機会がありましたらお申込みをお願いいたします。

- ・空き家バンク制度の利用登録の有効期間は登録日より2年間です。
- ・登録内容に変更があった場合は、「利用者登録変更届出書」が必要となります。
- ・空き家の利用を希望しなくなった場合は、「登録抹消届出書」をご提出ください。